平成２９年（ワ）第１８０号損害賠償請求事件
原告　島　昭宏
被告　崔　勝久　外１名

陳　述　書

平成３０年５月７日

横浜地方裁判所第４民事部　御中

証人　八木沼 豊

私は証人の八木沼 豊です。10 程前に旅行会社を定年退職し、3･11 の福島原発事故を機会に被告の崔勝久さんと朴鐘碩さん、および証人の大久保徹夫さんと出会いました。

今日、私は証人としてここに立っておりますが、証言をする前に少し時間をいただいて、原発メーカー訴訟を起こすに至った経緯を簡単に説明します。というのは、今回の名誉棄損訴訟が起きた背景がご理解いただけると思うからです。

東京地裁に原発メーカー訴訟を起こすことになったのは、被告の崔さんの提案でした。

当時、東京電力を被告として訴える訴訟は、数多くありましたが、福島事故を起こした原発を造り、利益をあげていたメーカーは、社会から責められることなく、しかも海外に原発を輸出しようとしているのは、おかしいし、許せないとして、原発メーカー訴訟を計画しました。訴訟を通じて、国内･海外の原告を数多く集め、連帯して脱原発運動を展開し、原発体制をなくして、原発のない社会の実現を目指そうと考えたのです。

この難しい訴訟の弁護を島弁護士が引き受け、訴状を作成してくれ、しかも、打ち合わせの場所として、弁護士事務所を提供してくれたのです。最終的には無償としてくれたのですから、私たちは島弁護士には、深く感謝し、尊敬の念を持っておりました。

私たちは原告を集めるために「原発メーカー訴訟の会」を組織し、事務局を発足しました。この事務局のメンバーが核になって、３９ヶ国、　4,128 名の原告を集めたのです。

この間、訴状も完成し、やっと 2014 年1月 30 日の第一次提訴、3 月 10 日の第二次提訴に漕ぎつけることができました。

すべてが順調に進んでいると思っていたところ、崔さんと島弁護士との間で不協和音が聞こえてきました。大久保さんとは、「夫婦喧嘩」みたいなものだからほっておけばそのうち仲直りするよ」などと暢気なことを言っていました。ところが二人の溝は深まるばかりで一向に解決の兆しが見えてこないので、とても心配でした。

島弁護士および弁護団とは、すべて事務局長の崔さんが窓口でした。島弁護士の話によれば、「日本国内、韓国、台湾、などに崔さんと共に説明会に行った。当初は特に問題はなかったが、今年(2014 年)2 月以降くらいから、崔さんの説明の中に、『差別』『植民地主義』『在日』などの言葉とその説明時間が長くなり、本来の訴訟の趣旨と離れたものが増え、それは訴訟を支持してくれるひとの幅を狭くするからやめて欲しいと依頼したが、崔さんはそれを止めなかった。そしてこれは運動を広げる立場からは許容できないことだった。」ということでした。

そしてついに島弁護士は崔さんの事務局長解任(後に辞任)を求める ML を流すに至ったのです。

これは、普通の常識では考えられない、島弁護士による組織の人事介入です。崔さんは、総会

で選出された事務局長であり、原発メーカー訴訟の会をリードしてきた方で、会員からも事務局からも支持されてきていました。それを弁護士の一存で事務局長辞任を求めるメールを出したのですから、驚きです。そもそも訴訟の主体は原告であり、弁護士はその代理人に過ぎません。**「運動を広げる立場からは許容できない」などはとんでもない暴言です。**そもそも「運動を広げる」主体は原告であって、弁護士はその協力をするもので、弁護士規約違反に当たると思います。島弁護士の主張はコンサートなどで盛り上げるソフトな訴訟でした。それも良いと思います。しかし、訴訟のスタイルには多様性があり、自分の考え方と違い、自分の意に沿わないメンバーは排除するというのは全く理解できません。

島弁護士は、自分の考え方が受け入れられないのであれば、近く開催予定の進行会議にも出席しないし、弁護も止めると言って脅しをかけてきました。事務局としては、4 千人もの原告のために、ここまできて弁護士を変える訳にいきません。2014 年 7 月 5 日に弁護士事務所に渡辺信夫会長以下、役員が集まり、打ち合わせを行いました。その結果、崔さんも言いすぎについては謝罪し、今後の運動は NPO 法人 NNAA が担当する、崔さんの ML での発言は事務局で管理する、などで、一応和解が成立しました。

しかしながら、その後、島弁護士は崔さんの ML での発言の管理ができていないこと等を理由に、結果的に二人の溝は埋まることなく、対立がさらに深まってしまったのです。

その対立を知った会員からも様々な反応がありました。「原発メーカー訴訟の会」には当時 1000 名を超えるメンバーが登録されている ML があり、私がその担当をしていました。ML は自由な意見交換と情報交換の場でしたが、大混乱が起こりました。

崔さんは弁護団との話し合いを受け、「何がなんでも訴訟を継続しなくてはいけない、訴訟の会を分裂させてはいけない」との判断に基づいて、9 月 6 日の定例会でやむなく事務局長の辞任を表明しました。

崔さんはいわば「大人の対応」をして島弁護士に謝罪し、結果的に事務局長の辞任をした訳ですが、それでも和解は成立しませんでした。事務局では弁護士交代も視野にいれており、崔さんは5千人の原告・サポーター等に向けて SNS など様々なツールを通じて事実に即した説明を書きこみ、読者に理解と支援を求めたのは、ごく自然の成り行きではないかと思います。その際、法律的な知識に乏しいため、このような名誉棄損で訴えられる危険も感ぜず、真実を書いて、率直に読者に訴えたのです。

それに引き換え、島弁護士は流石に法律的な知識が豊富で、相手を傷つけるような表現は、ML 上で記載し、ホームページ上などでの表現には、細心の注意を払っています。

二人の間には熾烈な対立が起こり、感情的なもつれがあり、書き過ぎの部分があったかもしれませんが、重要な部分では真実が書かれています。

崔さんは事務局長として組織を守るために、防衛的な書き込みをしたに過ぎません。島弁護士への単なる非難中傷や根拠のない噂話などではなく、事実に基づいた正当な批判であり、関係する方々に理解を求めて書かれたものであって、正当な表現の自由の行使の範囲内であり、名誉棄損に相当するとは、思えません。

次に、訴訟委任状の印鑑問題です。

国内・海外から原告の募集を行い、訴訟委任状を集める前に、島弁護士事務所にて島弁護士から3点の指示を受け、確認しました。

その一つが「国内の原告の委任状についても、印鑑がなければ海外の原告と同様にサインで問題ない」ということでした。

ところが、提訴後、東京地裁から委任状の不備の指摘の中で、「国内の委任状はサインは不可で、印鑑が必須である」と言われました。
島弁護団長の説明と異なる東京地裁の指摘に驚き、事務局は困惑しましたが、対応せざるを得ません。
私は国内の原告の対応、大久保さんは海外の担当でしたので、一人でも原告を減らすことがないよう、私はＥメール、電話、手紙で委任状不備の原告に何度も連絡を取り、再提出をお願いしました。その作業はとても大変な労力と時間が必要で、1 か月以上費やしました。長期出張、住所不明、転居、E メールアドレス違い、電話番号違いなどでどうしても連絡がつかない原告や事務局の不手際を指摘し、原告取り下げる方もいました。東京地裁からは、他の委任状の不備の指摘もありましたが、委任状の再提出を伴う印鑑問題が最大のテーマでした。
島弁護士は、誤った情報を提供したことにより多大な迷惑をかけた事務局に対して、お詫びとねぎらいの言葉をかけるどころか、次のようなあきれ果てる内容の ML を出しています。
「では、このことが訴訟の開始を遅らせている原因かというと、それは嘘です。なぜなら、押印がない委任状については、改めて記載された住所に委任状を送って、例えば 1 週間以内に押印して返送してくださいといえば済むことです。
「もし今、再び同じ状況に立てば、やはり押印なしでもいいから、住所さん名だけ書いてもらって、委任状を集めてもらうようお願いします。」
島弁護士は、この作業には一切携わらず、作業内容も全く知らないで、このようないい加減なことを書く不誠実さがはっきりとあらわれています。
しかも、「日本人の印鑑問題」と「崔さんの虚偽に満ちたデタラメのストーリーの具体的な内容」を質問した私の ML に対して、島弁護士は
「ああいう投稿をするということは、混乱をまとめようという気がさらさらないということですよね。いい歳して何をやってるんですか？いい加減にしてください。」と返信しています。
混乱を招き、「原発メーカー訴訟の会」を分断させるような言動をしている張本人が、混乱をいかに納めようかと必死になっている事務局メンバーに書くメールでしょうか。島弁護士の自分のことは棚に置いて、その場限りの言い逃れをする性格が如実に現れています。

最後になりますが、今回の訴訟が起きた背景にある混乱の原因は、とても単純明快です。原告の島弁護士が、運動方針の違いから、被告である崔勝久さんの「原発メーカー訴訟の会」事務局長辞任を迫ったという理不尽な要求にあります。訴訟の原告団である私たち「原発メーカー訴訟の会」が島弁護士に委任したのは、裁判についてだけです。運動の進め方まで委任した訳ではありません。島弁護士は、ご自分でも説明しているとおり、運動方針の違いを理由に、弁護士としての権力を傘に、事務局長辞任を迫ったのです。こんなことは、許されるのでしょうか？
崔 勝久さんは、単にその不当性を事実に基づいて訴えたに過ぎません。

以上です。